

第2次 東近江市環境基本計画

中間見直し

【概要版】



環境基本計画とは

環境基本条例に基づき、「良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」として、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で良好な環境を確保し、市民の健康で文化的な生活を確保していくためのものです。

なお、計画の期間は平成29年度(2017年度)から令和7年度(2025年度)までの9年間です。策定から5年が経過し、環境問題や社会情勢の変化に応じ、施策の進捗状況等を踏まえ中間見直しを行います。

計画策定のポイント

環境・経済・社会の統合的向上の具体化

本市が現在抱える諸問題は、環境・経済・社会の側面で相互に密接に関係しています。
今後の環境政策は、経済や社会的課題の解決にも効果をもたらすように、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を推進します。

脱炭素社会、循環経済、分散型社会の視点

新型コロナウイルスによる感染症は、市民の暮らしや経済活動に大きな影響を与えています。
コロナ後の社会変革に向け、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進とともに「脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計」がなご一層求められています。

各地域での住民による持続可能な地域づくりの重視

環境を保全するためには、地域単位における取組が重要です。また、日常生活そのものが環境負荷の原因となっている今日、ライフスタイルの見直しが必要です。
このため、今後の環境政策を進める上では、各地域における住民主体の環境に配慮した持続可能な地域づくりを重視します。

地域の特性と地域のつながりを生かす

本市は、鈴鹿山脈から琵琶湖までが一つの水系でつながる自然豊かなまちです。これら森里川湖を土台に、本市の特性を物語る多様な地域資源を活用し、地域の自然とのつながりや地域に暮らす多様な人のつながりを大切に自然共生のまちづくりを目指します。

基本方針 ～地域資源を生かした3つの柱～

本計画では、本市の持つ森、里、湖、それらをつなぐ川と、そこで育まれるきれいな水、森林、農地、生物、輝く太陽などといった豊かな自然資本をベースに、将来像の実現に向けて、私たちが自然と共に生きていることを意識し、「地域資源の活用」「地域資源の再評価、保全・再生」「地域資源をつなぐ仕組みづくり」の三つの基本方針を設定します。

●基本方針2

地域資源の再評価、保全・再生

～地域資源の再評価、保全・再生による地域の価値を高める地域づくり～

地域資源

自然資本

自然を形成する要素や生態系を構成する生物を含む広義の生物圏
森里川湖、生物など

人工資本

人が作り出したものや仕組み
建築物、道路、住宅、公園など

文化資本

伝承される歴史、祭り、生活文化など

人的資本

人の能力、人口、健康、教育など

社会関係資本

人々が持つ信頼関係や人間関係、ネットワーク、家族、友人、規範など

地域資源とは、

私たちの地域は、「自然資本」「人工資本」「人的資本」「社会関係資本」の4つの要素と、これらの中で育まれた「文化資本」で構成されています。これらを総じて「地域資源」と呼びます。

●基本方針1 地域資源の活用

～地域資源の活用による豊かな地域づくり～

- 地域資源を活用したもの、サービスを生産
- もの、サービスの販売による市民の所得の向上

- 市外から資金、人材などの受入
- 自然保全活動への参加
- 社会経済的な仕組みを通じた支援など

●基本方針3

地域資源をつなぐ仕組みづくり

～地域資源をつなぐ仕組みづくりによる循環共生型の地域づくり～

- 市外へ自然資本、生態系サービスを提供
- 食料、水、木を使った製品
- 水源かん養、自然災害の防止など

- 地域資源への投資

- 市民の市内消費貯蓄の増加

- 市外から

施策(取組)の体系

将来像の実現に向けて、「1 地域資源の活用」、「2 地域資源の再評価、保全・再生」、「3 地域資源をつなぐ仕組みづくり」の3つの基本方針に沿って、様々な取組を進めます。

目指す将来像

東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、**市民が豊かさを感じる循環共生型社会**

本市が持つ豊かな自然と人々の営みを有機的につなぎ、「地域から大都市へ人材、資金が流出する社会構造」から「地域の自給力と創富力を高める地域完結型の構造」へ転換して、「市民が豊かさを感じる循環共生型社会」を創生しようとするものです。また、同じ琵琶湖流域にある都市へ自然資本、生態系サービス等を提供し、資金、人材などの提供を受け、健全な都市との循環共生を目指すものです。

基本方針

基本施策

1

地域資源の活用

～地域資源の活用による豊かな地域づくり～

1-1 自然の恵みをいかした脱炭素な暮らしの実現

- 再生可能エネルギーの普及の加速化、省エネルギー対策の拡大
- 脱炭素社会構築に向けた自立・分散型の再生可能・省エネルギーの仕組みの構築

1-2 森里川湖を育てる持続可能な農林水産業の振興

- 農林水産業による森里川湖の活用
- 食、木材の地産地消の拡大
- 環境付加価値のあるものづくり

1-3 心豊かな環境を創造するエコケアライフへの転換

- エコケアライフへの転換
- 良好な環境創造による快適な居住環境の創出
- 廃棄物の減量、資源化の推進

2

地域資源の再評価、保全・再生

～地域資源の再評価、保全・再生による地域の価値を高める地域づくり～

2-1 森里川湖の保全・再生

- 良好な環境を保つ秩序ある土地利用の維持
- 良好な景観の保全
- 歴史、文化資本の適正管理とその活用

2-2 生物多様性の保全

- 生息、生育状況の調査と生息地の保全
- 生息実態に基づく効果的な鳥獣害対策の推進

2-3 森里川湖のつながりの再生

- 流域の連携
- 地域の自然環境保全活動の推進
- エコツーリズムの推進

2-4 健康で安心して暮らせる生活環境の保全

- 生活環境の調査と保全

2-5 環境に配慮した社会インフラの更新

- 需要の減少に対応したインフラの更新
- 人口減少、高齢化等に対応した交通インフラの構築

3

地域資源をつなぐ仕組みづくり

～地域資源をつなぐ仕組みづくりによる循環共生型の地域づくり～

3-1 循環共生型まちづくりを促進する仕組みづくり

- 資金調達の仕組みづくり
- 情報の共有、交流、協働の場づくり

3-2 循環共生型の地域づくり

- 環境共生型まちづくりのモデルづくりと普及
- 自然を楽しめる場づくり
- 市民、事業者、行政の協働のきっかけづくり

3-3 次世代育成

- 人材育成
- 子どもの農山漁村体験教育の推進
- 環境教育、学習の推進

重点的に取り組むべき施策

将来像を実現するための取組のうち、緊急的で重要性があり、東近江市ならではの特色あるものを重点プロジェクトと位置づけ、より積極的に推進します。

1 地域資源の活用

①再生可能エネルギー普及プロジェクト

これまで取り組んできたBDF利用、太陽光発電に加え、薪、チップ、ペレットなどの木質バイオマスの利用等を促進します。

②新たな木の産業創出プロジェクト

地域産木材について、家具材に利用するなど、木材のブランド化や多段階利用等のサプライチェーンを構築し、付加価値を高めます。

③エコケアライフへの転換プロジェクト

食・エネルギー・ケアの自給圏づくりや家庭ごみの分別、リサイクル及びリデュースを促進し、脱炭素だけでなく、地域経済の活性化、安全安心のまちづくりにつながる「エコケアライフ」を推進します。

2 地域資源の再評価、保全・再生

④森おこしプロジェクト

森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、「東近江市100年の森づくりビジョン」の実現に向けて集落単位で森林整備の合意形成を推進するなど計画的に森林整備を進めます。

⑤生物多様性の保全・再生プロジェクト

豊かな自然を見直し、市民のものとするため、生物多様性の視点で調査を実施し、また、地域、行政等が連携した鳥獣害対策を推進します。

⑥森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト

人と自然の関わりを深めその豊かさを享受するため、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる本市の特性をいかした森里川湖をつなぐエコツーリズムや、愛知川等についてにぎわいある水辺空間の復活に取り組みます。

3 地域資源をつなぐ仕組みづくり

⑦つなぐ場づくりプロジェクト

環境活動を行う市民をつなぐ場として、課題共有や事業の動機づくりを行う「東近江市環境円卓会議」と、市民活動の資金支援を行う「東近江三方よし基金」が連携します。

⑧人材育成プロジェクト

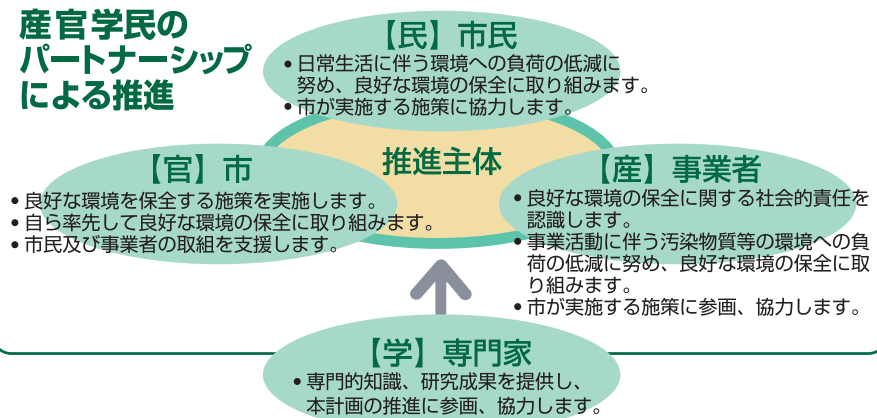
森里川湖のつながりを継承できるグローバルな人材を育成するため、未就園児から高校生まで、また教諭等も含めて段階的に体験学習ができる場をつくります。

計画を進める主体

計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営む全ての市民、事業者及び市の3者です。各主体は、環境基本条例に基づきそれぞれの役割を果たす必要があります。

また、取組を推進する上で、産官学民のパートナーシップの下、それぞれが能力、役割及び責任を理解し合い尊重しつつ、協働しながら計画を進めます。

産官学民のパートナーシップによる推進



計画を着実に推進していくために

計画策定から具体的な行動の実施、運用、点検、評価及び改善までの一連の流れを「PLAN(計画)」→「DO(実行)」→「CHECK(点検)」→「ACTION(改善)」というPDCAサイクルを活用することにより計画の進捗管理を図ります。



東近江市環境円卓会議の開催

市民、事業者、及び行政と専門家等で構成する「東近江環境円卓会議」を開催し、将来像に近づいているかどうかを実感できる代表的な取組の拡がりを環境・経済・社会の評価軸で評価し、進捗管理を行います。

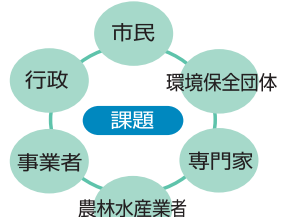
市民、事業者、行政、専門家が対等の立場で参加し、環境への取組について協議し、進捗管理を行う。

●運営委員会

- 市民
- 事業者
- 専門家
- 行政

環境基本計画の取組指標による進捗管理と課題抽出。普及啓発の検討。

●環境円卓会議



取組課題について、関係者が集まり取組を推進するための課題を共有し、今後の方向性を見出す。



東近江市市民環境部環境政策課 発行

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
 IP: 050-5801-5633 TEL: 0748-24-5633
<http://www.city.higashiomi.shiga.jp>